



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第138回 タイ国 ビジネス事例 不正競争防止法・罰則

前回は、不正競争防止法の概要、その改正についてご紹介しました。今回は不正競争防止法の罰則と関連する事項をご紹介します。

(行為者に対する処罰)

不正競争防止法(以下「法」という)第21条第2項第7号では、第18条第1項の規定に違反して、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者については、**10年以下の懲役または3千万円以下の罰金**に処するとされています。

国内のバランスを踏まえ、OECDからの勧告も踏まえ、条約を的確に実施するために、強化されました。

(法人に対する処罰)

① **両罰規定**:法第22条の規定により、法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員等が当該法人の業務に関し違反行為をしたときは、当該違反の行為者を処罰するだけでなく、**その法人についても10億円以下の罰金刑が科されます。**

これは、国際商取引を業務とする法人について、法人の責任を問うことが条約上の義務となっていることから設けられました。

② **法人に対する過失の推定**:法人処罰の規定については、法人の行為者たる従業員等の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、その注意を尽くしたことの証明がない限り事業主も刑事責任を免れないとする過去の最高裁判例があります。これに照らして、不正競争防止法においても、両罰規定について無過失を理由とする免責が認められるためには、一般的、抽象的な注意を払ったのでは足りず、積極的、具体的に違反防止のための指示を与えるなどして、**違反行為を防止するために必要な注意を尽くすことが求められます。**こういった観点から、外国公務員に対する贈賄を適切に防止できるような社内の体制の構築・運用や、外国公務員贈賄罪についての教育活動の実施など、外国公務員贈賄防止対策の実効性を高め、内部統制の有効性の向上を図るための方策を取ることが必要となります。

③ **海外現地子会社の日本人従業員が外国公務員等に対する不正の利益供与等を行った場合、日本の本社に両罰規定が適用されるか。**

この点、当該日本人従業員が通常行っている業務への**本社の関与の度合い**、当該日本人従業員に対する**本社の選任・監督の状況**など個別具体的な状況により判断されます。

例えば、当該日本人従業員が実質的には日本の本社の従業員であると認められる場合には、日本の本社に対して両罰規定が適用される可能性があると考えられます。

(罰則の場所的適用範囲について)

- ① 場所的適用範囲とは、裁判権の行使に当たって、その場所で生じた事項に対して自国の刑法を準拠法として、自国の刑法で定めるところに従って処理することが可能となる範囲のことです。
- ② 属地主義:自国の領域内で犯された犯罪については犯人の国籍如何を問わず日本の刑罰法規を適用するもの(刑法第1条)。
- ③ 属人主義:自国の領域内で犯された犯罪に加え、日本国外であっても、自国民が犯した犯罪につ

- いて日本の刑罰法規を適用するもの(刑法第3条)。殺人、傷害、詐欺等の一定の犯罪が対象。
- ④ **外国公務員贈賄罪**については、刑法第3条の例に従い、**属人主義**が採用されています。この結果、日本国内で贈賄行為を行った者に加え、日本国外で贈賄行為を行った日本人についても処罰されます。

(海外子会社や代理店・エージェントを利用した利益の供与)

貿易や対外投資などの国際的な商取引を行う際に、海外子会社や代理店・エージェントを利用することが多いです。

条約では、外国公務員贈賄罪について共犯も処罰することが求められています。共犯には、教唆、ほう助、承認を含むとされています。こういった点から、海外子会社や代理店・エージェントの従業員が外国公務員に対する贈賄行為を行った場合、国内本社従業員の関与については留意が必要となります。

以下では、国内本社従業員が関与している場合について、法の適用関係を整理します。

① 海外子会社従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀正犯が成立する場合

海外子会社従業員と国内本社従業員が日本国内で共謀していたこと自体で、罪となるべき事実の一部となり、構成要件の一部の実行地が国内とも言えます。実際の利益の供与が海外で行われていても国内犯と考えられます。従って、海外子会社従業員と国内本社従業員の双方に外国公務員贈賄罪が適用されると解されます。(この場合、外国公務員贈賄罪が適用される海外子会社従業員は日本人に限定されません。)

② 国内本社従業員が教唆又はほう助し、海外子会社従業員が実行行為を行った場合

利益の供与等が国外で行われた場合で、その教唆又はほう助が国内で行われたとき、海外子会社の日本人従業員については、教唆、ほう助を行った国内本社従業員と共に外国公務員贈賄罪が適用されると解釈されます。

③ 海外子会社従業員が独自に、あるいは海外子会社のみ指示を受けて利益供与を行った場合

利益の供与を行った海外子会社の日本人従業員や、それを指示した海外子会社の日本人従業員については、外国公務員贈賄罪が適用されると解されます。

一方、海外子会社の外国人従業員や利益の供与に全く関与していない国内本社従業員については、外国公務員贈賄罪は適用されないと解されます。

④ 海外の代理店・エージェントを利用して利益の供与を行った場合

海外子会社ではなく、海外の代理店・エージェントの従業員が利益の供与を行った場合についても海外子会社の従業員が利益の供与を行った場合と同様(上記①、②)、外国公務員贈賄罪の適用があると解されます。

また、仮に海外子会社の従業員や海外代理店・エージェントの従業員について外国公務員贈賄罪が適用されない場合であっても、当該国における(国内公務員に対する)贈賄罪の刑事責任を免れるものではありません。

(外国公務員贈賄罪の適用事例)

平成10年に不正競争防止法上に外国公務員贈賄罪が創設されて以降、日本人、日本企業に適用されて事例としては、道路建設事業、鉄道敷設ODA事業のコンサルタント業務受注の謝礼として利益供与を行った事例などがあり、いずれも国内本社役員、従業員に実刑(執行猶予あり)、及び罰金刑が課されています。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th